

ワールドキャンパス いせはら 規約

(名称)

第1条

本会は、「ワールドキャンパス いせはら（英訳：World Campus Isehara 略称：WCI）」と称する。
以下、当会という。

(事務局)

第2条

当会の事務処理を行うため、事務局は代表宅に置く。

(目的)

第3条

当会は営利を目的とせず、伊勢原市内及び近隣において国際交流の機会を提供し、これに参加する者がさらに生活を豊かにし、世界の人々との交流を図ることを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条

当会は前条の目的を達成するために、次の推進活動を行う。

- (1) 地元・伊勢原で、外国人との交流により生活の視野を広げ、世界を身近に感じる事。
- (2) 世界との繋がりを感じることで、参加者の海外への興味を引き出す事。
- (3) 外国人を受入れ、交流することで、地域全体が盛り上がる事。
- (4) 国際交流を通して、日本人意識を自覚すること。
- (5) 来訪する外国人に伊勢原の観光資源と素晴らしさを伝え、より多くの観光客にきてもらうこと。
- (6) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条

当会の会員は、次の3種類とする。

- (1) スタッフは、この会の目的に賛同し団体を主催する者とする。
- (2) スポンサー会員は、この会の事業を賛助する者とする。
- (3) ホストファミリー会員は、この会の事業に賛同して参加する者とする。

(入会)

第6条

会員として入会しようとする者は、申込書を事務局に提出し、スタッフの承認を得るものとする。

(会費)

第7条

会員は以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) スタッフ 3, 000円
- (2) スポンサー会員 5, 000円
- (3) ホストファミリー会員 3, 000円

以上を一口とし、一口以上を納入すること。

(退会・資格の抹消)

第8条

会員は退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

また会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会・資格の抹消したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 連絡が取れなくなった場合。
- (3) 1年以上、活動実績がない場合。ただし休会の届を提出した場合は、この限りでない。
- (4) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(スタッフ)

第9条

本会に次のスタッフを置くことができる。

- (1) 代表 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査役 2名 (会員から選び、他のスタッフの兼任はできない。)
- (5) 事務局スタッフ 若干名
- (6) スタッフ 若干名

(スタッフ職務)

第10条

- (1) 代表は当会を代表し、その業務を統括する。
- (2) 事務局長は、当会の事務全般を担当する。
- (3) 会計は当会の出納事務を担当する。
- (4) 監査役は会の業務および財産の状況を監査する。
- (5) 事務局スタッフは事務局長を補佐する。
- (6) スタッフは活動全般を補佐する。

(スタッフの選任)

第 11 条

代表および事務局長の選任は、メンバーから立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。

- (1) 事務局長は代表が指名する。
- (2) 会計は事務局長が指名する。
- (3) 監査役は全会員の中から選出する。
- (4) 事務局スタッフは事務局長が指名する。

(スタッフの任期)

第 12 条

スタッフの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(スタッフの解任)

第 13 条

スタッフが次の各号のいずれかに該当するときは、スタッフ会議の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められたとき。

(総会)

第 14 条

1. 本会の総会は、スタッフを持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) スタッフの選任又は解任
- (6) その他当会の運営に関する重要事項

3. 総会の議長は代表または代表が指名した者がこれに当たる。

4. 総会は全スタッフの過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第 15 条

総会の議事については、議事録を作成する。

(スタッフ会議)

第 16 条

1. スタッフ会議はスタッフを持って構成する。ただし、監査役を除く。
2. スタッフ会議は、総会の議決した事項の執行に関する事項、及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 17 条

代表は毎事業年度終了後 1 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 18 条

当会の事業年度は、9 月 1 日に始まり翌年 8 月 31 日までとする。

(会計)

第 19 条

1. 当会の経理は
①会費②寄付③事業収入④補助・助成金⑤委託費をもって充てる。
2. 当会の会計年度は 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までとする。
3. 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。
4. 当会は、1 年に 1 回以上の会計報告を行い一般公開とする。

(会則変更)

第 20 条

この会則は、総会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がなければ変更できない。

附則

この会則は、平成 26 年 4 月 13 日から施行する。

平成 28 年 11 月 5 日改定

平成 29 年 11 月 5 日改定

令和 6 年 3 月 16 日改定